

広 契 物 第 2 7 号
平成20年12月 2日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利

（ 財政局契約部物品契約課
契約制度改善担当 ）



包括外部監査の結果報告に添えられた意見に基づき講じた対応について(通知)

平成19年度包括外部監査の結果報告に添えられた意見を受けて別紙のとおり対応を行ったので通知します。



監査対象 情報システムに関する財務事務の執行について

項 目 7 広島市電子調達システム

主管課 財政局契約部物品契約課契約制度改善担当

意見の要旨

電子調達システムのシステム変更手続の規定化について

システムの変更は、契約部内で口頭で協議を行い承認された変更について、契約部担当者がシステム支援委託業者に電話等で依頼しているが、電話等での依頼では、変更内容が正確に伝わらないおそれがあるとともに、承認の記録が残らないため、承認を得た依頼であることを確認できない。また、依頼したシステムの変更を自らは記録していない。契約部は、システム変更をシステム支援委託業者へ依頼する場合には、連絡票を起票し承認を得て依頼する等の手続が必要である。

対応結果

契約部担当者がシステム変更をシステム支援委託業者へ依頼する場合には、連絡票を起票し課長決裁を取った上、文書で依頼するよう事務を見直し、平成19年（2007年）12月から実施しました。